

[事案 2019-94] 新契約無効請求

・令和元年 11 月 13 日 裁定終了

<事案の概要>

募集人の誤説明により、解約せずに途中で保険料の支払いを止めることができると誤解していたこと等を理由に、契約の無効を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成 25 年 4 月に乗合代理店を通じて契約した終身保険について、募集人から、保険料の支払いが困難になったときには、途中解約をすると元本割れになるため、解約せずに途中で止めることを推奨されたが、後に、募集人が説明した手続きができないことが判明したことから、契約を無効とし、既払込保険料を返してほしい。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1)募集人は、解約せずに途中で保険料支払いを止め、その後に再開する方法の説明はしていない。
- (2)パンフレット、設計書、ご契約のしおり・約款のいずれにも上記のような誤認をさせるような記載はない。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、契約時の状況等を把握するため、申立人および募集人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、申立人が、募集人の誤説明等により、本契約は解約せずに途中で保険料の支払いを止めることができると誤解したとは認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。